

事務連絡  
令和元年8月26日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払  
機関等へ周知願います。

記

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科  
材料料）の算定について（令和元年8月19日付保医発0819第13号）

(別添)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について  
（令和元年8月19日付保医発0819第13号）

1	M017 ポンティック（1歯につき）	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大臼歯	679点
ロ	小臼歯	<del>551</del> 511点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金	
	大臼歯・小臼歯	44点
2	レジン前装金属ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	
イ	前歯	408点
ロ	小臼歯	<del>551</del> 511点
ハ	大臼歯	679点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	
イ	前歯	56点
ロ	小臼歯	56点
ハ	大臼歯	56点